

総務文教常任委員会

12月定例会で付託された議案7件を審査しました。
★朝倉市コミュニティセンター条例の制定について

平成25年4月から、甘木地域の公民館をコミュニティセンターに移行し、朝倉公民館を朝倉地域生涯学習センターの一部として運営するものです。

委員会では、現在の公民館は社会教育法上の施設であり、営利目的の利用はできないなどの制約があるため、それらの制約をなくし、コミュニティセンターに変更することでコミュニティが活性化することは理解できるが、市全体のコミュニティ組織の一体化が早期に必要なとの意見が出ました。このことを強く要望するため付帯決議を付し、全員異議なく原案のとおり可決しました。
◎朝倉市コミュニティセンター条例の制定に対する付

帯決議（全文）

コミュニティ活動の拠点施設として、市民の拠り所ともなるべきコミュニティセンターの設置が、甘木地域のみで、朝倉市全体となっていないことは、コミュニティ活動の一体感に欠ける。

今後、市民と行政の協働のまちづくり実現のため、朝倉市全体のコミュニティ組織制度の在り方について、早急に全体の統一をはかり、コミュニティ組織の一体感の醸成に努められること。

※付帯決議とは
委員会において案件に対する執行上の要望などをまとめたもので、案件に付随する決議をいいます。



公民館から
コミュニティセンターへ

環境民生常任委員会

12月定例会で付託された議案5件を審査しました。
★朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

地域主権一括法の施行による介護保険法の一部改正に伴い、介護保険サービスの事業者の指定等に関する基準について、条例で定める

ものです。内容は、これまでの国の基準を基本としながら、独自基準として、①退去の際の留意事項②入居一時金の取り扱い③記録等の保存期間の延長④計画の達成状況の評価と必要に応じた変更⑤個室以外の宿泊室面積の最低基準⑥スプリンクラーの設置義務⑦土地建物等を借用する場合の事業の持続性確保の7項目を設定しております。

利用者の安心安全を考慮した基準ですが、サービス提供事業者の負担増が考え

建設経済常任委員会

12月定例会で付託された議案10件を審査しました。
★市道路線の認定について

「西原9号線」は、幅員5.0メートル、延長43.7メートルの道路を、開発分譲に伴い管理するために市道に認定するものです。

委員会では現地を調査し、認定基準に合致することを確認しました。

しかし、市道に接する約24平方メートルの市有地が、利用目的が決まらないまま残ってしまうことについては、開発審査の段階で売却するなどの十分な協議がされていないため、協議しないかなどを執行部に質しました。

これに対し、執行部より残地については、隣接者と協議し、売却するなどの対応をしたいと回答がありました。

委員会としては、残地について不利益が生じないよ

うに対応することを要望し、全員異議なく原案どおり可決しました。
★朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

地域主権一括法により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要が生じ、この条例を制定するものです。

本件は、入居収入基準などを変更すると現入居者への影響が大きいため、改正前と同じにしています。

委員会では、変更による影響の大きさを理解し、全員異議なく原案どおり可決しました。



市道路線の現地確認